

公益財団法人堺文化振興財団 ホームページ制作業務

仕様書

1. 業務名

公益財団法人堺市文化振興財団 ホームページ制作業務

2. 目的

公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）は、公式ホームページによる施設や文化芸術事業の発信に取り組んでいる。現ホームページの運用開始から7年が経過し、大きく変化したIT技術の進展や情報伝達のトレンドに対応することが求められている。利用者の操作性を向上し、多彩なデバイスでの視認性をより高めることが急務となり、様々なニーズに対応するため、財団公式ホームページを再構築する。

また、運用開始時期と現在では、実施している事業の趣旨や目的が変化し、実施形態が変容している。財団で管理する指定管理施設においては、令和6年度末をもって管理を終了するものもある。

財団ホームページにおいては、事業内容と組織体制の変化を反映し、正確に発信する責務を負う。

適切に情報を発信し、堺市内はもとより日本全国、ひいては海外からの来場者・利用者の増加に繋げ、堺の魅力発信に寄与するものである。

3. 業務概要

本業務は、現行ホームページから新ホームページへの切り替えにあたってのドメインおよびホスティングの移管、システム構築、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の構築、デザインの作成、サイト構成、運用マニュアルの作成、当該システム操作教育、保守・管理・運用までを含めた、ホームページ制作に伴う業務全般とする。

4. 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 委託料（見積もり限度額）

3,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

6. 作成方針

(1) システム構築

ドメインは現在使用している、<https://www.sakai-bunshin.com> を使用する。

(2) ホームページの方針

堺市は、古代においては、仁徳天皇陵古墳に代表される古墳文化の中心地として、中世においては、環濠都市、自由・自治都市として、またお茶の文化の発祥地として栄えるなどの輝かしい歴史を有している。こうした誇るべき文化的伝統を基盤とし、文化創造の推進母体として、文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い、市民文化生活の向上と地域の発展に寄与し、堺市を世界に誇りうる町として発展させることをめざして、多彩な文化事業を展開している。

このホームページでは、財団が管理運営する施設も含めた各種文化振興事業を発信していく。

これまで築き上げた財団のブランドイメージを壊すことないデザインを保ちつつ、サイトの構造・導線を再構築し、多岐に渡るデバイスでのユーザビリティ、アクセシビリティ、ビジュアルの3点を最大限に考慮した利用しやすいホームページを作ることを目標とする。

(3) 各コンテンツの方針

① 堺市文化振興財団

財団は、大きく分けて、市の文化行政の一役を担う事務局と市の文化施設を管理する指定管理業務を行う各会館の二つの異なる事業を行う組織である。それぞれの部署において、個性的で魅力あふれる事業を実施し、文化芸術による社会課題の解決や文化活動の発展に寄与している。事業実施の手法は異なるが、財団として掲げるビジョンは同じである。

外観デザインは、堺市のロゴや堺ブルーを活用し、文化行政の一役を担う組織であることを意識させるものとするが、これに限らない。財団としてのビジョンと経営理念を広く周知する事が可能なページとする。

財団が開示すべき情報などを掲載するため、必要とされる方が容易に適切な情報を受け取る事が可能なページとする。

② 堺市文化振興財団事業

1) 事業課

現在は、コンテンツがなく、ブログ形式の動的コンテンツをサイト外にて運用している。周知手段として、お知らせサイトを活用するしかなく、新たに管理・運用できるようリニューアルを行うコンテンツとする。

事務局事業課は、すべての人が文化芸術を享受できる機会の創出事業、社会的課題の解決につながるアウトリーチ事業、文化芸術を通じたこどもの育成や学校・子育て期間など様々な主体をつなぐ芸術家を養成する若手アーティスト育成支援・文化芸術コーディネーター育成事業を中心に実施している。その他、堺アーツカウンシルと協働した人材育成や、堺市社会福祉協議会と協働した地域福祉につながる事業を市域全域で取り組んでいる。その取り組みは、アートを活用した多様な体験機会の創出の先駆者として、全国に知られている。

2) 堺市新進アーティストバンク

現在は静的ページが数ページ、ブログ形式の動的コンテンツをサブディレクトリーにて運用している。

<https://www.sakai-bunshin.com/artistbank/>

堺市新人音楽コンクールにおいて優秀な成績をおさめた演奏家やこれからの活躍が期待される若きアーティストを登録している制度で、次世代の人材育成並びに市民の文化芸術振興を目的として、平成 26 年度から堺市文化振興財団で運用を行っている。本コンテンツではアーティストの経歴や活動実績、自己 PR のほか演奏映像や作品、また活用事例などの掲載を行い広く周知を図ることで、市民と新進アーティストをつなぎ発表の場や市民の文化芸術に触れる機会の提供を促進している。

大きくは現コンテンツを受け継ぐが、アーティストバンクへの公演依頼の申込みが可能な入力フォームの設置ページを追加するなど、更なる情報発信を行えるコンテンツとする。

③ 施設案内

財団が管理運営を行う施設を周知するページとするが、財団が管理運営を行わない施設についても紹介する。各施設の詳細な内容の紹介などはサイト外部において、周知する。

1)-1 堺市立文化館（堺 アルフォンス・ミュシャ館）

現在は静的ページが数ページと、ブログ形式の動的コンテンツをサブドメインにて運用している。

<https://muchasakai-bunshin.com>

アルフォンス・ミュシャ（1860 - 1939）は、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて花開いたアール・ヌーヴォーの代表的画家であり、その作品はしなやかな曲線と美しい色彩が特徴で、異国趣味や古典古代を思わせる装飾様式のほか、日本など東洋の美術の要素もみられる。

また、『明星』や『みだれ髪』などを通じて日本にも大きな影響を及ぼした。

財団が管理運営を行う堺 アルフォンス・ミュシャ館は、後述の堺市立文化館を併設し、堺市が寄贈を受けたカメラのドイ創業者の土居君雄氏のコレクションを基に、ミュシャの初期から晩年期にまでわたる作品を展示し、生涯にわたる創作活動を紹介しており、堺市唯一の美術館として、また国内随一のミュシャ専門美術館として、注目を浴びている。このコンテンツでは、こうした貴重かつ豊富なミュシャ・コレクションの存在をアピールし、より多くの方々がミュシャと出会える堺 アルフォンス・ミュシャ館を発信している。

現コンテンツを移設し、内容を損なうことなく周知する事が可能なコンテンツとし、ワークショップなどのチケット発券に拠らない各種イベントへの申込みが可能な入力フォームの設置ページを追加するなど、更なる情報発信を行えるページとする。

また、部分的に英語版ページも作成する（英文は財団が提供する）。

1)-2 堺市立文化館（ギャラリー）

財団が管理運営を行う堺市立文化館は、前述の堺アルフォンス・ミュシャ館に併設され、気軽に利用できる文化施設として、2 階・3 階に 8 つのギャラリーを備えている。堺市立文化館ギャラリーは、絵画・写真・書道・工芸・手芸などの展示会やセミナー・講演会の開催など団体から個人の方まで広く利用されている。

現コンテンツの内容を受け継ぐが、各種ワークショップなどのチケット発券に拠らない各種イベントへの申込みが可能な入力フォームの設置ページを追加するなど、更なる情報発信を行えるページとする。

2) フェニーチェ堺 / 堺市民芸術文化ホール

<https://www.fenice-sacay.jp>

財団が管理運営を行うフェニーチェ堺は、大阪府内の公共劇場としては最大級の2000席の大ホールを有する劇場である。主催事業にて著名アーティストの公演も開催している一方で、公共施設として施設の貸出や様々な文化講座も開催している。公演を観に来られるお客様、文化講座に参加されるお客様、施設をお借りいただくお客様など、多彩なお客様が閲覧するホームページでは公演情報やチケットの購入など、必要とされる方が容易に適切な情報を受け取る事が可能なホームページを運用している。

3) 堺市立柁文化会館

現在は施設専用静的ページが数ページ、ブログ形式の動的コンテンツをサイト内にて運用している。

財団が管理運営を行う堺市立柁文化会館は、自然豊かな環境のなか、長年にわたり地域に愛され、多くの文化活動が行われている会館である。714席のホールを中心に、料理室、音楽室、会議室(2室)や講座室(4室)等、用途に応じた様々な施設を備え、音楽・絵画・書道・工芸・手芸など様々な文化活動が繰り広げられている。多くの文化講座を主催し、市民文化生活の礎を築いてきた会館である。

現コンテンツを受け継ぐが、新たにサブドメインまたはサブディレクトリーにて管理・運用できるよう、リニューアルを行うコンテンツとし、文化講座などのチケット発券に拠らない各種イベントへの申込みが可能な入力フォームの設置ページを追加するなど、更なる情報発信を行えるページとする。

4) 堺市内文化施設

財団が管理運営を行わない施設についても紹介する。詳細な施設紹介などはサイト外部において、周知する。

④ お知らせ及び新着情報投稿

ホームページでの迅速な広報活動を主な目的に、必要とされる方が容易に適切な情報を受け取ることが可能なコンテンツとする。

特に日常投稿は、公演情報のように一定のひな型をもって周知できない事業形態にて行う市の文化行政の一役を担う事務局事業の情報発信を行うページとし、Facebook等のSNSへの投稿において発信している情報をまとめながら、必要とされる方が容易に適切な情報を受け取る事が可能なコンテンツとする。

7. 業務内容

(1) システム構築

ホームページ機能を運営するウェブシステムの構築

(2) デザイン

前記6の作成方針に沿ったデザインとし、ユーザビリティ、アクセシビリティ、ビジビリティに配慮し、年齢層など関わらず誰もが見やすく使いやすいホームページとすること。

① アクセシビリティ

『JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針・情報通信における機器、ソフトウェア・サービス - 第3部：ウェブコンテンツ」』に対応し、これに準拠したホームページ更新をすることができ、達成等級AAに準拠すること。

② スマートフォンおよびタブレット端末対応

スマートフォンおよびタブレット端末等による閲覧にも最適化したページを制作すること。

(3) サイト構成

前記6の作成方針および、別添「要件（案）一覧」をもとに、ユーザビリティ、アクセシビリティ、ビジビリティに配慮したページ導線を検討し、使いやすいサイト構成とすること。

(4) コンテンツ制作

- ① コンセプト、デザイン、ユーザビリティ、アクセシビリティ、ビジビリティなどに配慮し、ホームページを構成する各コンテンツを制作する。掲載するテキストについては、概ね財団が作成したものを使用するが、協議の上、一部は委託業務に含む場合がある。施設の写真は財団から提供する。
- ② 財団から提供する、抜粋した「過去の公演イベント情報」「過去のブログ・コラム等の記事」を入力、またはアーカイブに移行可能なシステムを構築すること。
- ③ コンテンツ内の一部は英語版ページも作成する（英文は財団が提供する）。英語版ページはCMSに付帯する機能、または翻訳機能を利用する、などは可能とする。CMSに付帯する機能を利用する場合は、CMS機能の操作マニュアルに、付帯する機能の項目も記載すること。

(5) CMSの導入

- ① CMS機能を利用して掲載する情報については、財団職員で、入力、更新、削除が容易に可能な仕組みとする。
- ② 別添「要件（案）一覧」記載事項を、可能な範囲で更新可能な仕組みとする。
- ③ ベースがオープンソースのもの、フレームワーク等を利用したフルスクラッチ開発のもの、ヘッドレスCMSなど、形式は問わないが、ユーザーのアクセシビリティの向上、職員の更新業務のユーザビリティの向上等に当たる提案、当該システム操作教育、保守、管理、運用をすること。
- ④ 上記③のベースのCMSを使用する理由（スタンダードなものとの違い、メリット・デメリット、将来的な拡張性、等）を提案書に記載すること。

(6) サーバーの設置

提案内容が実行可能なスペックのサーバー設置と運用プランを記載すること。レンタルサーバーまたはクラウドの利用を想定する。原則サーバー停止期間は設けない（緊急メンテナンス期間は除く）こととする。サーバー

のスペック、回線速度、災害対策を提案書に記載すること。

(7) ドメインおよびドメインホスティングの移管

提案内容が実行可能なドメインホスティングの移管と運用プランを記載すること。ドメインのホスティングはウェブのみの管理、運用とする（メールサーバーは含まない）。原則ドメインの休止期間は設けない（ホームページ開設に関わる転送期間は除く）こととする。サブドメイン、サブディレクトリーなど、構成内容を提案書に記載すること。

(8) セキュリティ対策

セキュリティ対策は以下の通りとし、詳細について提案書に記載すること。また、事故時の対応についても記載すること。

- ① 運用に用いるサーバーについては、不正アクセス、データ改ざんを防止・検知するための対策を講ずること。
- ② 既知のセキュリティホールやバグ等については全て対策を講じ、新たに検知された脅威については速やかに財団担当者へ通知される仕組み（ルール）を構築すること。
- ③ 情報漏洩対策を十分にとること。
- ④ 通信を行う場合には、SSLにより暗号化処理を行うこと。

(9) SEO 対策

利用者が容易に該当ホームページに到達できるよう、検索エンジンへの最適化の工夫を行うこと。また、CMSに付帯する機能を利用する、外部サービスを利用することなどは可能とする。CMSに付帯する機能を利用する場合は、CMS機能の操作マニュアルに、付帯する機能の項目も記載すること。

(10) アクセス解析

ページビュー機能、アクセス経路解析機能、利用サイト分析機能等を持ち、常時解析できる仕様とすること。外部のアクセス解析サービスを利用することも可能とする。

- (11) 対応ブラウザ Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版、Firefox 最新版、Safari 最新版、Android 標準ブラウザ最新版、iOS Safari 最新版で閲覧した場合、レイアウトやデザインの崩れがないこと。

(12) 操作マニュアルの作成および操作研修

- ① CMSの操作方法について、専門的な知識を持たない職員でも理解しやすいよう、実際の画面を挿絵として利用するなど工夫すること。
- ② 新ホームページの操作習熟への負担が少なくなるように操作研修を複数回行うこと。

(13) 保守・運用・管理

現行のホームページから新ホームページへの切り替え後から委託期間終了までの間、ホームページの保守・管

理を行い、必要な対応（動作検証、不具合等の修正）と、運用開始日から翌年以降の令和 11 年 3 月 31 日までの保守契約プランを明示すること。保守契約プランの委託料は本公募と別途とする。

また、業務履行期間内に要件定義書の内容に沿った修正・追加を財団が要望する場合、速やかに対応すること。それ以外については、財団と協議すること。

8. 納入成果物

(1) ホームページの開設

インターネット上で、新たなホームページを閲覧できるようにすること。

(2) ドキュメント

- ① プロジェクト計画書（詳細制作スケジュール表を含む）
- ② サイト構造設計書
- ③ デザイン設計書
- ④ システム設計書
- ⑤ 運用マニュアル完全版（作成者、サイト管理者）
- ⑥ 会議録

9. 実施スケジュール

概ね以下の時期を考慮してスケジュールを策定すること。なお、詳細なスケジュールについては、受託者と財団との協議のうえ決定する。

(1) 制作・検証期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 16 日まで

(2) 運用開始

令和 8 年 2 月 1 日

(3) 保守期間

運用開始日から令和 8 年 3 月 31 日まで

翌年以降の保守契約は別途

10. 実施体制等の要件

- (1) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、受託事業者側で主任担当を設置して進行管理を行うこと。財団との窓口は主任担当が行うこと。

11. 著作権の譲渡等

- (1) 本業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び関係部分（オープンソースの利用や市販汎用

アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分、受託者が独自に開発した汎用性の高い及びパッケージ化されたシステムを除く。)の著作権その他権利については、財団に帰属するものとする。

- (2) 本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有物等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこと。
- (3) 制作物が著作物に該当する場合において、財団が当該著作物を利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、その詳細については受託者と財団間で協議する。

12. 特記事項

- (1) 受託者は本業務を実施する財団と十分な調整を行うものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項については、必要のある場合は両者協議して定めるものとする。